

一般社団法人地域マーケティング経営推進協議会

執行会員 入会規程類

第1章 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人地域マーケティング経営推進協議会（以下「当法人」という。）に携わる会員が遵守すべき必要事項を定めることを目的とする。

第2条 執行会員（以下「会員」という。）は、規程及び決議に従わなければならない。

(理念と信義)

第3条 当法人は、企業の経営改善による地域経済の活性化を目的とし、その目的に資するため、深い教養と高い品性の保持に努め、当法人会員としての名誉を重んじ、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

(自己研鑽と誠実性)

第4条 会員は、当法人としての使命の重要性を認識し、自己の専門分野において技法の開発、研鑽に努め、誠実に義務を果たさなければならない。

(広告、宣伝の原則)

第5条 会員は、当法人の品位を傷つけ、又は良識を疑われるような広告、宣伝を行ってはならない。

2 会員は、公開の場又は通信媒体(Web サイトや SNS、電子掲示板、メールマガジンなど)などを用いて、第三者に対して会員又は当法人を誹謗中傷するような広告、宣伝を行ってはならない。

(秘密の保持)

第6条 会員は、職務上知り得た秘密、及び機密情報などを他に洩らしたり、利用したりしてはならない。

(報告の義務)

第7条 会員が、当法人の名義でコンサルティング業務、又は講演やセミナーなどを行う場合、当法人としての適切な判断によってそれを行う。またその進捗については、定期的開催される理事会において報告する。

(違法行為幫助の禁止)

第8条 会員は、受託企業における違法行為、又は反社会的行為を幫助するような指導、又は講演やセミナーなどを行ってはならない。

(業務受託と信頼関係)

第9条 会員は、委託者との間における信頼関係を保持するため委託者との契約を忠実に守り紛議を生じないように努めなければならない。

2 会員は、コンサルティング業務の委託に当たり委託者との間の紛議を避けるために、報酬などに関しては当法人が定める契約書などに基づき書面を作成しなければならない。

3 会員は、不当に低い報酬などによりコンサルティング業務の委託を争ってはならない。

(利害相反関係企業同時受託の禁止)

第10条 会員は、明らかに利害相反関係にある同業2社以上のコンサルティング業務を同時に受託してはならない。

(会員間の規律)

第11条 会員は、みだりに他の会員又は当法人を誹謗し又はその名誉を傷つけてはならない。

2 会員は、共同で業務を行うに当たり、相互に協調し、誠意をもって分担業務を遂行しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第12条 会員は、会員以外の者に自己の名においてコンサルティング業務を行わせてはならない。

(紛議の円満解決)

第13条 会員は、コンサルティング業務などに関し、委託者間又は会員間に紛議を生じたときは、誠意をもって速やかに円満解決に努めなければならない。

2 会員は、前項で解決に至らぬときは、当法人の理事会に申し出て、その見解を求めることができる。

(規律違反者の通知)

第14条 会員は、他の会員又はその使用人などに、本規程に違反する行為、あるいはその疑いがあることを知ったときは当法人に通知しなければならない。

(規程の疑義取扱い)

第15条 会員は、この規程の解釈又はこの規程に定めのない事項などに関して疑義が生じた場合は、当法人に申し出てその見解を求めなければならない。

(細則事項の規程)

第16条 この規程の運用に関し必要な事項は会員規定で定める。

第2章 会員規程

(目的)

第17条 この入会規程は、一般社団法人地域マーケティング経営推進協議会倫理規定(以下「倫理規程」という。)の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告、宣伝の制限)

第18条 会員は、倫理規程第5条によるもののほか、次の各号の広告、宣伝を行ってはならない。

- (1) 名刺、チラシ、看板、新聞、雑誌、インターネット及び SNS などの広告その他一切の宣伝について、委託者に対し過大な期待を与える恐れのある誇大、又は虚偽の広告宣伝。
- (2) 法令に定められた他業務と混同しやすく、委託者の判断を誤らせるような広告宣伝。
- (3) 他の会員を誹謗中傷することなどにより不当に委託者を誘引するような広告宣伝。

(講演及びセミナーなどの制限)

第19条 会員は、企業のコンサルティング過程及びその結果を、研究又は教育上の目的で発表するときは、その内容などについて、事前に理事会で報告しなければならない。また、企業名などが含まれるときはあらかじめその企業者の承諾を得なければならない。

(年会費)

第20条 当法人に入会しようとする者は、次の各号に基づき、所定の入会金及び年会費を納入しなければならない。

- (1) 会員は所定の入会金及び年会費を納入しなければならない。
- (2) 既納の年会費は退会した場合も返還しない。
- (3) 当法人は必要に応じ、臨時会費を徴収することができる。
- (4) 年会費および臨時会費は社員総会で決定する。
- (5) 会費は、毎年1月31日までに、当該事業年度分の年額を持参又は所定の預貯金口座

への振込みなどにより納入するものとする。(当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までを年1期とする。)

- (6) 新規入会者は、入会時に当該事業年度分の年額を納入するものとする。ただし、2月1日から11月30日までの間に入会した場合は、入会した月以降の月割計算による額を納入するものとする。
- (7) 会員が死亡した場合は、当該事業年度の会費は死亡月までの月割計算による額とすることができる。
- (8) 入会金および年会費は以下の下表の通りとする。
 - ・入会金 5,000 円
 - ・年会費 20,000 円

(会員特典)

第21条 当法人に入会した者は、以下の特典を有する。

- (1) 当法人の名刺付与。(制作費及び印刷費は実費請求。)
- (2) 当法人のメールアドレス付与。
- (3) 当法人が管理するホームページへのレポート投稿。SNSなどでの投稿レポートの紹介。
- (4) 当法人が管理するホームページでの会員プロフィール紹介。但し、プロフィールの紹介掲載には一定の基準があり、別途理事の承認が必要である。
- (5) 当法人のビジネス戦略ミーティングへの参加が可能。但し、仕事の受注を保証する物ではない。
- (6) 当法人が管理するホームページに、会員法人のリンクを貼ることが可能。
- (7) ビジネスパートナーとして、当法人との仕事のシェアが可能。
- (8) オフィスの使用可能。(但し、利用料金は実費請求。)

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

平成29年8月23日制定

附則 この規程は、平成29年9月1日から適用する。